

電力供給に係る仕様書

(京都市立小学校・中学校(上京区))

京都市教育委員会総務部学校事務支援室

(担当：石井、西村 電話：075-841-3685)

第 1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市立小学校・中学校（上京区）に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である、京都市立小学校・中学校（上京区）をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第 43 条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省中部近畿産業保安監督部長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第 39 条に規定する職員をいい、この契約において京都市教育委員会総務部学校事務支援室に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第 46 条に規定する職員をいい、この契約において京都市教育委員会総務部学校事務支援室長をいう。

第 2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 対象建物 | <u>別添資料－1 のとおり</u> |
| (2) 需要場所 | <u>別添資料－1 のとおり</u> |
| (3) 業種及び用途 | <u>小学校・中学校（高圧電力 A S）</u> |
| (4) 電気主任技術者 | <u>別添資料－1 のとおり</u> |

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備契約受電設備等

ア 電気方式	<u>別添資料－１のとおり</u>
イ 標準電圧	<u>別添資料－１のとおり</u>
ウ 計量電圧	<u>別添資料－１のとおり</u>
エ 標準周波数	<u>別添資料－１のとおり</u>
オ 受電方式	<u>別添資料－１のとおり</u>
カ 設備容量	<u>別添資料－１のとおり</u>
キ 蓄熱設備	<u>別添資料－１のとおり</u>
(ア) 蓄熱設備容量	<u>別添資料－１のとおり</u>
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	<u>別添資料－１のとおり</u>
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	<u>別添資料－１のとおり</u>
(イ) 常用発電設備	<u>別添資料－１のとおり</u>
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	<u>別添資料－１のとおり</u>

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力	
(ア) 契約電力（常時電力）	<u>別添資料－１のとおり</u>
(イ) 契約電力（予備電力）	<u>別添資料－１のとおり</u>
<input type="checkbox"/> 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。	
<input type="checkbox"/> 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。	
イ 予定使用電力量	<u>別添資料－１のとおり</u>
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの使用量見込み	
(令和 7 年 4 月計量日から令和 8 年 4 月計量日の前日までの使用量見込み)	
ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。	
(ア) 各月の電力使用実績（最大需要電力、使用電力量）	<u>別添資料－２のとおり</u>
(イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績	<u>(なし)</u>

(3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 7 年 4 月計量日から令和 8 年 4 月計量日の前日まで)

(4) 需給地点 別添資料－１のとおり

- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点（引き込み）
- 需要場所周辺の託送者高圧区分開閉器負荷側接続点（出迎え）
- 需要場所における本市受電室内の託送者による地中引込線立上り接続点(地中化)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

3 一般事項

(1) 注記事項

ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。

イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。

ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。

エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。

オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表

イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先

ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければなら

ない。

イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

(6) 料金の請求及び支払いについて

本契約の料金の支払いは、本市が運用する「公共料金等一括支払」により支払う予定である。

ア 請求に当たっては、本市が指定する請求書及び電子データにより、本市行財政局総務部総務事務センターに提出するものとする。詳細については、契約後別途供給者と調整を行う。

イ 本市は供給者からの請求を受領してから 30 日以内に料金を支払うものとする。

4 その他

(1) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の 4 者によることとし、その決定については 4 者の合意によるものとする。

(2) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(3) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置(計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。)の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(4) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該

需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(5) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(6) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。(託送者区分開閉器の開閉を伴う作業)

行政区	対象建物	需要場所	電気主任技術者	電気方式	標準電圧 (V)	計量電圧 (V)	標準 周波数 (Hz)	受電方式	設備 容量 (kV A)	蓄熱設備		発電設備		アンペア サービス 料金 対象 容量	計量日	契約電力		予定使用電力量 (kWh)			需給地点	
										蓄熱設備 容量	蓄熱専用 計量装置の 計量電圧	非常用発電設備	常用発電設備			計量日	常時電力 (kW) (年間 最大値)	予備電力 (kW)	学校別	小計		合計
上京 (14)	室町小学校	京都市上京区室町通上立売上る室町 頭町2 6 1	湯口電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	150	なし	なし	なし	太陽光発電 (3 k W)	なし	1日	71	なし	89,370			引き込み	
	京極小学校	京都市上京区寺町通石薬師下る染殿 町6 5 8	西村電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	105	なし	なし	なし	なし	なし	1日	52	なし	74,597			引き込み	
	新町小学校	京都市上京区中立売通新町西入三丁 町4 5 7	棧敷電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	500	なし	なし	なし	太陽光発電 (10 k W)	なし	1日	113	なし	185,322			引き込み	
	西陣中央小学校	京都市上京区大宮通今出川上る観世 町1 3 5 - 1	棧敷電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	500	なし	なし	なし	なし	なし	1日	119	なし	182,229			引き込み	
	乾隆小学校	京都市上京区寺之内通千本東入1丁 目下る姥ヶ寺之前町9 1 9 - 3	㈱関西シーケンス管理	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	275	なし	なし	なし	太陽光発電 (3 k W)	なし	1日	44	なし	103,252		1,288,877		引き込み
	翔鷹小学校	京都市上京区御前通今出川上る鳥居 前町6 7 1	㈱関西シーケンス管理	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	100	なし	なし	なし	なし	なし	1日	49	なし	87,872			引き込み	
	仁和小学校	京都市上京区御前通一条下る東堅町 1 3 2 - 1	棧敷電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	300	なし	なし	なし	太陽光発電 (10 k W)	なし	1日	83	なし	140,793			引き込み	
	正親小学校	京都市上京区浄福寺通中立売下る菱 丸町1 7 3	京都府電気工事工業協同組合	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	100	なし	なし	なし	なし	なし	1日	53	なし	74,617			引き込み	
	二条城北小学校	京都市上京区浄福寺通中立売下る中 務町4 8 7	棧敷電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	450	なし	なし	なし	太陽光発電 (10 k W)	なし	1日	232	なし	235,049			引き込み	
	元待賢小学校	京都市上京区丸太町通黒門東入る黨 屋町5 3 6 - 1	米村電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	200	なし	なし	なし	なし	なし	1日	86	なし	115,776			引き込み	
	烏丸中学校	京都市上京区烏丸通上立売上る相国 寺門前町6 4 7 - 2 3	湯口電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	100	なし	なし	なし	なし	なし	1日	63	なし	78,614			引き込み	
	上京中学校	京都市上京区一条通室町西入東日野 殿町3 9 5・3 9 6 合地	棧敷電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	300	なし	なし	なし	なし	なし	1日	154	なし	190,741		475,959		引き込み
	嘉楽中学校	京都市上京区今出川通千本東入般舟 院前町1 4 8	米村電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	150	なし	なし	なし	なし	なし	1日	79	なし	97,878			引き込み	
	二条中学校	京都市上京区竹屋町通千本東入主税 町9 1 1	米村電気設備管理事務所	交流3相 3線式	6,000	6,000	60	1回線 受電	175	なし	なし	なし	なし	なし	1日	91	なし	108,726			引き込み	

行政区	対象建物	月ごとの使用量 (令和 5 年度の実績値)												最大電力 (令和 5 年度の実績値)												契約電力 (令和 5 年度の実績値)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		上京 (14)	室町小学校	5,657	6,365	7,966	9,910	6,230	9,834	6,466	6,949	6,757	7,639	8,255	7,342	37	41	50	65	60	59	39	41	47	51	53	50	71	71	71	71	71	65	65	65	65	65	65
	京極小学校	4,085	4,439	7,017	8,731	5,714	6,730	4,855	6,048	6,576	7,253	6,844	6,305	23	25	39	39	37	40	22	37	40	47	44	41	52	52	52	51	51	51	51	51	51	51	51	47	47
	新町小学校	8,977	12,141	20,531	22,523	13,247	19,835	15,040	13,786	14,085	14,921	15,956	14,280	51	66	84	97	85	93	77	71	80	77	73	79	113	113	113	109	109	97	97	97	97	97	97	97	
	西陣中央小学校	10,680	13,781	20,088	20,009	11,968	19,465	14,193	13,520	13,578	15,251	15,600	14,096	71	98	95	110	108	106	97	76	85	98	90	87	119	119	118	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
	乾隆小学校	7,109	7,774	9,161	11,695	7,407	9,427	7,909	9,016	8,007	8,548	8,602	8,597	35	34	39	43	37	39	30	40	33	38	37	32	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	43	43	43
	翔鸞小学校	5,971	6,498	9,098	11,114	6,528	8,463	6,295	6,562	6,362	6,880	7,013	7,088	32	32	44	48	46	48	31	34	30	40	41	38	49	49	49	48	48	48	48	48	48	48	48	48	
	仁和小学校	10,091	11,543	13,417	13,496	9,164	14,430	11,393	11,237	10,912	11,724	12,101	11,285	57	55	80	81	68	83	56	58	64	71	75	77	81	81	81	81	81	83	83	83	83	83	83	83	
	正親小学校	4,286	4,592	7,541	7,481	5,019	7,276	5,117	6,159	6,199	7,180	7,286	6,481	27	27	38	50	43	45	25	40	48	46	50	44	53	53	53	53	53	53	53	53	53	50	50	50	
	二条城北小学校	12,517	14,676	21,889	28,095	15,656	30,363	15,419	16,295	19,130	22,397	20,781	17,831	73	105	190	209	213	224	92	110	141	154	139	132	232	232	232	211	213	224	224	224	224	224	224	224	
	元待賢小学校	7,208	6,681	8,142	12,089	12,291	12,254	6,551	8,093	10,364	11,025	10,153	10,925	30	33	59	67	68	79	28	54	59	66	60	59	86	86	86	86	86	84	84	84	84	81	79	79	
	烏丸中学校	4,542	4,635	6,478	9,219	6,132	8,416	4,580	5,622	6,789	8,360	7,599	6,242	21	26	50	63	59	63	24	43	54	56	57	52	63	63	62	63	63	63	63	63	63	63	63	63	
	上京中学校	9,155	12,724	15,840	22,810	17,433	25,890	11,156	10,888	14,362	18,891	17,062	14,530	43	47	119	145	142	154	78	70	113	124	122	130	139	139	139	145	145	154	154	154	154	154	154	154	
	嘉楽中学校	6,073	7,240	9,814	14,545	8,082	10,335	6,651	5,885	6,636	7,867	7,840	6,910	28	40	62	73	79	66	36	29	38	47	51	43	78	78	78	74	79	79	79	79	79	79	79	79	
	二条中学校	6,206	8,524	10,154	13,434	10,823	13,560	6,948	7,007	7,519	9,128	8,612	6,811	36	45	61	90	90	90	40	39	45	51	55	44	91	91	91	91	91	90	90	90	90	90	90	90	

